

環境報告書

Environmental Report

2025



東京たま広域資源循環組合

〒190-0181 東京都西多摩郡日の出町大久野7642
TEL:042-597-6151 FAX:042-597-7886
E-Mail:toiawase@tama-junkankumiai.com
URL:https://www.tama-junkankumiai.com/



東京たま広域資源循環組合

▶管理者からのメッセージ

ごみの最終処分事業やエコセメント事業を通じ、資源循環型社会の実現に貢献します。



管理者 多摩市長
阿部 裕行

東京たま広域資源循環組合では、各種法令や地元との公害防止協定を遵守しつつ、日の出町の皆さまのご理解・ご協力を得ながら、ニッ塚処分場において東京都多摩地域25市1町約400万人から出されるごみの最終処分を、安全かつ適正に行っております。処分場の受入れにつきまして、改めて日の出町の皆さまに心より感謝申し上げます。

当組合は、組織団体の住民、事業者の皆さまのご協力のもと、「循環型社会」の形成へ向け取り組んでまいりました。その中の一つ「ごみ減量化」への取組が実を結び、平成30年度から不燃ごみの埋立てゼロを継続するなど、多摩地域のリサイクル率を全国トップクラスへと押し上げています。

また、開設から40年以上経過した谷戸沢処分場においては、平成10年4月に埋立てを終了した後、自然再生エリアを設定し適切な維持管理を行ったことで、国蝶オオムラサキの生息やフクロウの巣を確認するなど「里山的自然環境の再生」が順調に進んでいます。併せて第2期埋立エリアでは、再生可能エネルギー及び処分場の有効活用のため、発電規模約2メガワット、一般家庭約500世帯分の年間発電量を貯うことができる多摩地域最大級の太陽光発電施設を平成29年10月より運営しています。

この環境報告書2025では、令和6(2024)年度に循環組合が行った環境保全の取組を紹介しております。この取組を通じて、多くの皆さまからのご協力やご意見を頂ければ幸いに存じます。

今後とも当組合は、25市1町の連携のもとで、環境保全の取組をより一層進めるとともに、多摩地域の循環型社会実現へ向けた取組を行ってまいります。

▶事業概要

1. 東京たま広域資源循環組合とは

地方自治法第284条第2項に基づき、一般廃棄物最終処分場の設置及び管理を事業目的として、昭和55(1980)年11月1日に設立された一部事務組合です。

2. 事業目的

- 一般廃棄物の最終処分を広域的に行うための最終処分場の設置及び管理
- 一般廃棄物の焼却残さ等の処理を広域的に行う事業

3. 組織団体

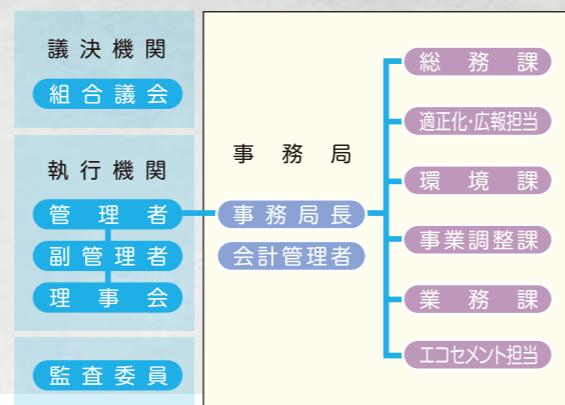
八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稻城市、羽村市、西東京市、瑞穂町

4. 主な事業

多摩地域25市1町の一般廃棄物最終処分のため、東京都日の出町にあるニッ塚処分場・谷戸沢処分場及びエコセメント化施設の設置・管理運営を行っています。

5. 組合の組織

東京たま広域資源循環組合は、組合議会、理事会、管理者及び事務局等から構成されます。



▶環境方針

循環組合では「環境方針」を定め、資源循環や自然環境の保全など、様々な環境保全の取組を進めています。

東京たま広域資源循環組合環境方針

基本理念

私たちがよりよい環境を次世代に引き継いでいくためには、今後一層、ごみの発生抑制・再使用・リサイクルを進めるとともに、それでもなお残るごみについては適正に処理しごみによる環境への負荷を低減していくことが重要です。

人口約400万人を擁する東京多摩地域では、リサイクル先進地域としてこれまでごみ減量の取組が行われてきましたが、今後とも、ニッ塚処分場を一日でも長く利用できるよう廃棄物の減容(量)化を着実に進めていくことが必要です。

循環組合は、エコセメント事業を通じて多摩地域の一般廃棄物のリサイクルをさらに進めるとともに、埋立処分量削減の促進、周辺環境に配慮した埋立処分事業を進めています。事業に当たっては、次の基本方針に基づき、周辺環境への汚染の防止や環境への負荷の低減などを進めていきます。

基本方針

- 地域住民の健康で安全な生活を確保し、さらには地球環境を保全するため、環境に関する法令や協定等を遵守して環境汚染を防止していきます。
- 庁舎、ごみの埋立て及びエコセメントの製造に伴う各事業活動において、省資源・省エネルギーを推進し、温室効果ガスの排出を抑えることで、地球温暖化の防止に努めます。
- ごみ(一般廃棄物)の排出抑制を推進するとともに、ごみ焼却灰を埋め立てずにエコセメントの原料として再資源化する取組を進め、貴重な最終処分場を効率的に使用します。
- 最終処分場内において、動植物や水辺環境の保全・創出を進め、住民が自然と触れ合い、親しむことのできる環境を確保します。
- 循環型社会の実現に向けて、住民に見学会など広く環境学習の場を提供し、ごみ問題の解決への意識を啓発していきます。
- 環境方針やそれに基づく取組・実績、環境データなど、組合が保有する環境に関する情報を、積極的に公表します。

令和5年5月1日

東京たま広域資源循環組合 管理者

阿部 裕行

▶編集方針

東京たま広域資源循環組合は、環境保全への取組をより多くの皆さんにご理解いただくとともに、取組のさらなる充実を図ることを目的に「環境報告書」を発行しています。

構成としては、私たちの事業内容を紹介するとともに、環境保全へ向けた様々な取組を報告しています。

本冊子では、詳細情報まで掲載できない内容もありますので、ホームページも合わせてご覧いただきますようお願いいたします。

循環組合 検索 <https://www.tama-junkankumiai.com/>

■報告する期間

令和6年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

※一部、令和7年度の内容も含んでいます

■準拠したガイドライン

「一般廃棄物処理施設向け環境報告書ガイドライン」
2005年度版 東京都環境局



目次

【私たちの事業】

- ニッ塚処分場
- エコセメント化施設
- 谷戸沢処分場

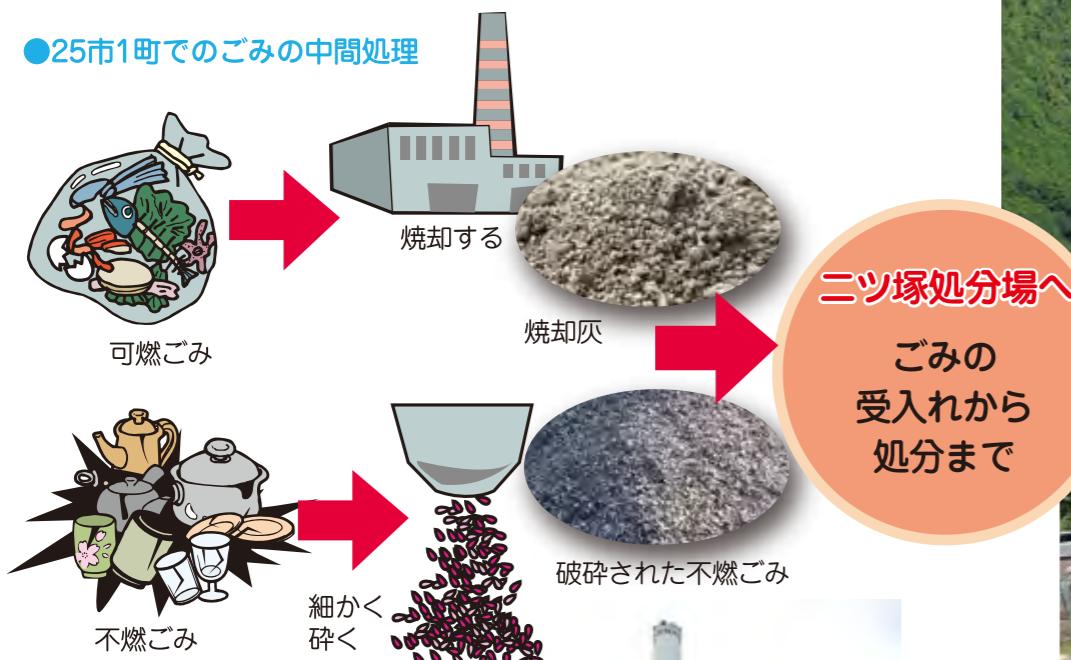
【環境への取組】

- 適切な処分場管理
- 地球温暖化の防止
- 環境コミュニケーション
- 谷戸沢処分場
「自然共生サイト」の認定を取得
- 資料

▼私たちの事業
1
「ごみの受入れから処分まで」
最終処分場の役割
ニッ塚処分場

東京たま広域資源循環組合では、ごみの最終処分を法令や地元との協定等に従い適切に管理運営を行っています。現在、ごみの搬入を行っているニッ塚処分場は、高水準の設備・システムを備え、徹底した安全管理を行っています。また、動植物が生息しやすい環境の保全・創出にも取り組んでいます。

●25市1町でのごみの中間処理



中間処理後のごみの搬入量
(単位: t/年)

	令和5年度	令和6年度
八王子市	7,976	8,116
立川市	3,543	3,078
武藏野市	2,600	2,619
三鷹市	3,147	3,159
青梅市	2,175	2,266
府中市	4,560	4,419
昭島市	1,410	1,465
調布市	3,959	4,010
町田市	8,590	8,805
小金井市	969	1,051
小平市	3,421	3,391
日野市	1,946	2,065
東村山市	2,322	2,413
国分寺市	1,198	1,243
国立市	1,513	1,448
福生市	857	885
狛江市	1,472	1,402
東大和市	1,514	1,479
清瀬市	1,443	1,326
東久留米市	2,457	2,211
武藏村山市	1,391	1,372
多摩市	2,523	3,098
稻城市	1,876	1,824
羽村市	902	912
西東京市	3,551	3,222
瑞穂町	630	654
災害廃棄物由来 (南多摩半島地震)	0	85
合計	67,946	68,019

※搬入重量は、小数点以下を四捨五入しており、端数調整を行っています。



●ごみを運び入れる
搬入時間は平日午前9時～午後4時(12月1日から2月末までは午前9時～午後3時30分)。強風の日はごみの飛散を防ぐため、不燃ごみの搬入を中止します。



多摩地域の清掃工場

「ごみのゆくえ」と埋立量の推移

皆さんの家庭などから出されたごみは、まず清掃工場で処理されます。可燃ごみは焼却され、不燃ごみは細かく破碎されます。この処理を中間処理といいます。

中間処理後に出でる焼却灰や破碎された不燃ごみのうち、東京たま広域資源循環組合では、平成18年7月からのエコセメント化施設の稼働により焼却灰をエコセメントにリサイクルしています。破碎された不燃ごみは埋立処分により安定化・無害化します。

なお、リサイクル等の推進により、埋立処分される不燃ごみは年々減少し、平成30年度以降は、埋立処分を実施しておりません。エコセメント事業を含め、廃棄物減容(量)化基本計画が着実に進められた成果です。



●ごみの重さを量る
トラックごとに不燃ごみまたは焼却灰の重さを量り、清掃工場からの搬入情報データと照らし合わせます。

●不燃ごみ
焼却灰



●エコセメントの製造
焼却灰はエコセメント化施設でエコセメントに生まれ変わります。
平成30年度(2018年度)以降は、不燃ごみ埋立処分を実施していません。



●ごみを降ろす
不燃ごみが飛散しないよう、水をかけながら作業します。



●降ろされたごみを検査する
埋立てする前に不燃ごみを検査し、埋立てできないもの(乾電池など)があった場合、それを除去し、搬入団体へ返却します。



●土をかぶせる
不燃ごみの飛散を防ぐため、その日のうちに土をかぶせます。土は、この処分場を造ったときに出たものを再利用しています。

「エコセメント事業の推進」

焼却灰の再利用で循環型社会に貢献

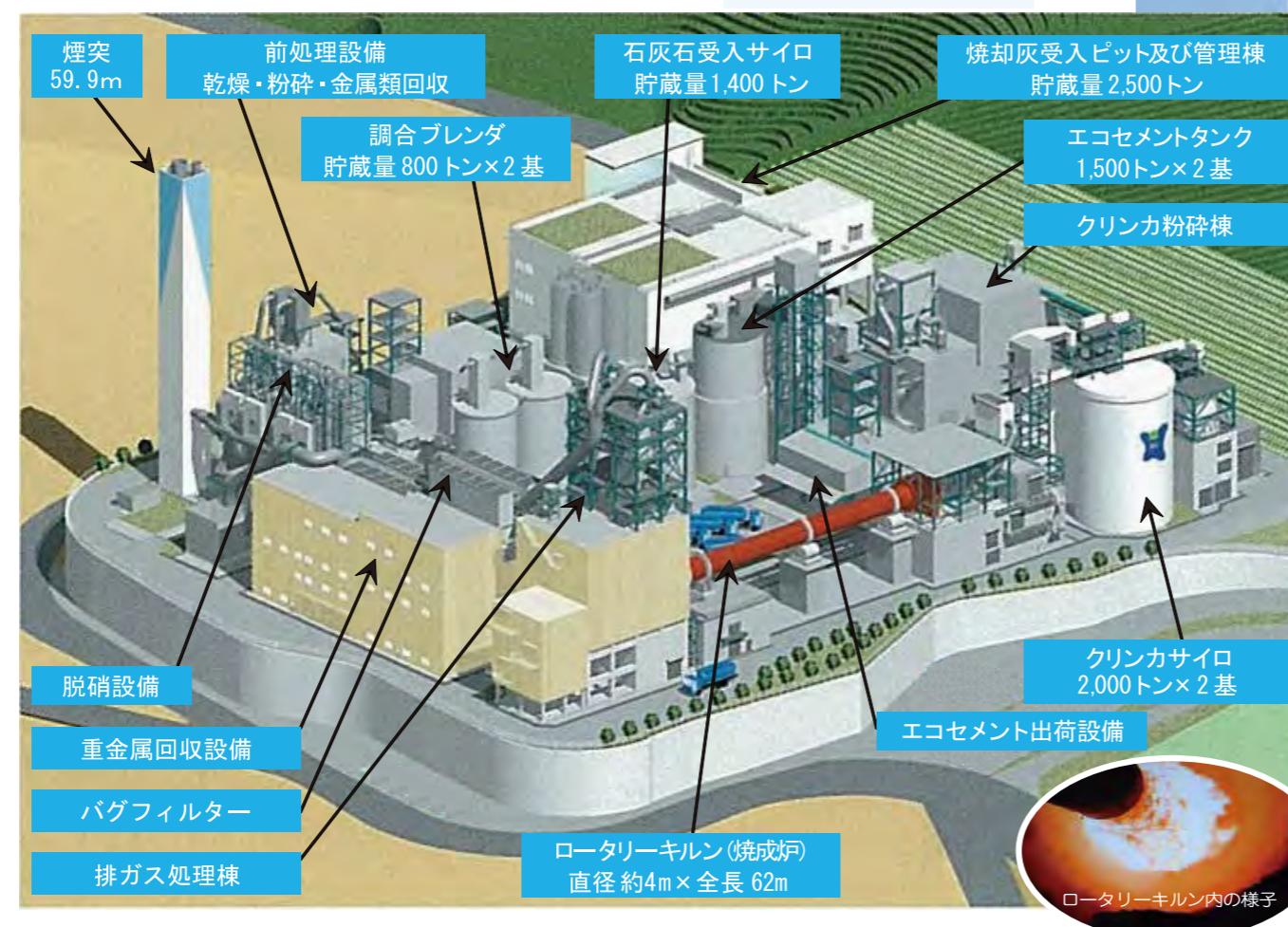
エコセメント化施設

循環組合では、処分場を長く使っていくために、平成18年度から焼却灰を埋め立てず、その全量をエコセメントにリサイクルしています。

この事業により、埋立対象物は不燃ごみのみとなり、埋立量が減少し、二ツ塚処分場の使用期間を大幅に延長することができました。また、平成30年度以降は、不燃ごみの埋立処分を実施していません。

※エコセメントとは

エコセメントは、エコロジーの“エコ”と“セメント”を合わせて名づけられ、日本産業規格(JIS)に定められた土木建築資材です。エコセメントは、普通ポルトランドセメントと同等の品質をもっており、主にコンクリート製品等に使われています。



●エコセメントが出来るまで

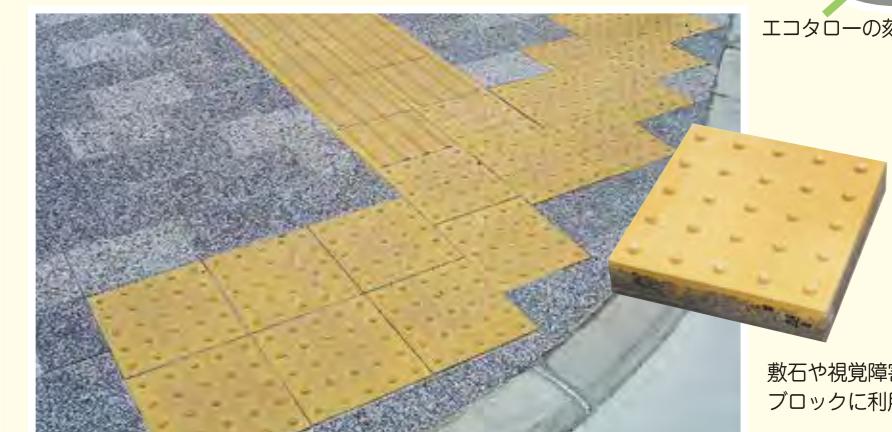


●エコセメントの認証制度 ～エコタローが目印です！～

「東京たまエコセメント」を100%使用している製品を「東京たまエコセメント製品」として認証し、循環型社会の構築に役立てています。都内など20事業者22工場で認証されています(令和7年10月現在)。製品は各自治体の公共工事などに利用されています。



●認証マークがついたエコセメント製品



敷石や視覚障害者誘導用ブロックに利用されています

●視察の受入れ

毎年約100件程の各種団体の視察・見学を受け入れています。

令和6年度は組織団体の職員視察や小学校の社会科見学などの受入れを行い、実施件数は70件となりました。



「埋立てが終了した処分場の適正管理」

万全な管理を実施し、再生した自然環境を保全

谷戸沢処分場

谷戸沢処分場は、平成10年に埋立てを終了しました。以降、廃棄物処分場としての廃止に向け、適切な管理を続けています。また、里山的自然環境の再生を進めるため、清流復活用貯水池や、ビオトープの設置など、生態系を豊かにする努力も行っています。

こうした努力の結果、処分場内の草原エリアではサシバやヒバリなどが見られ、水辺ゾーンにはカワセミやカイツブリが訪れ、森林エリアではフクロウが営巣しています。また、日の出町の天然記念物であるトウキョウサンショウウオの産卵や、国蝶であるオオムラサキの飛翔が見られるなど、豊かな里山の生態系が再生しています。



清流復活用貯水池の設置

処分場下流側の谷戸川に生息しているホタルを保全するため、冬季に河川の水が枯れないよう、平成11年に清流復活用貯水池を設置しました。



清流復活用貯水池

国蝶オオムラサキの保全

谷戸沢処分場では、国蝶オオムラサキの生息が確認されています。オオムラサキの幼虫は、エノキの葉を食べ成長し、冬になると根元の落ち葉の中で過ごします。

落ち葉が風で飛ばされないよう、処分場内にあるエノキの根元に保護柵を設置するなど、オオムラサキが生息しやすい環境を整えています。



オオムラサキの幼虫の保全（エノキの根元に設置した保護柵）

トウキョウサンショウウオの保全

トウキョウサンショウウオは、種の保存法に基づく特定第二種国内希少野生動植物種に、また、日の出町の天然記念物に指定されています。国の絶滅危惧Ⅱ類、東京都の絶滅危惧IB類にも選定されている絶滅危惧種です。

谷戸沢処分場では、昭和61年から産卵池の設置整備を行い、トウキョウサンショウウオの保全を継続しています。近年では、トウキョウサンショウウオなどを捕食するアライグマ（特定外来生物）の捕獲を行っています。



産卵池の整備

湿地ビオトープの設置

平成16年には、清流復活用貯水池の一部に湿地ビオトープを設置し、常時水の溜まる状態にすることで、モリアオガエル（日の出町の天然記念物）やトンボなどの水生生物が生息しやすい環境を整えました。また、カエル類が周辺樹林から湿地ビオトープにアクセスしやすいように、外周水路に足場を設置しています。



湿地ビオトープ



ゲンジボタル



オオムラサキ

1. 適切な処分場管理

循環組合では、廃棄物を安全に埋め立て、ごみにふれた雨水(浸出水)をきれいにして公共下水道へ放流しています。組織団体から搬入される廃棄物は、平成30年度以降は、埋め立て処分量ゼロを継続しており、安全で良質なエコセメントにリサイクルしています。

法の遵守はもちろん、日の出町及び地元自治会とさらに高い水準の公害防止協定を結び、これらを遵守して様々な環境配慮を行っています。

1-1. 安全な廃棄物(不燃ごみ)の埋立てと排水処理(ニツ塚処分場)

(1) 安全な埋立て

ニツ塚処分場では、廃棄物を安全に埋め立てるため、細心の注意を払っています。

●搬入物の検査

日の出町及び地元自治会の立会いのもと、搬入された不燃ごみを検査します(写真)。



また、循環組合では、搬入廃棄物の性状の適正化について、搬入団体とのコミュニケーションを十分に行っています。

●適切な覆土

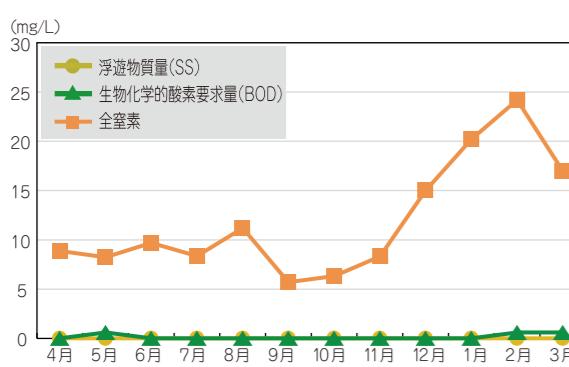
搬入された不燃ごみには、その日のうちに土をかぶせます。埋立時には風速を測定し、風が強い場合はごみの搬入を中止して、ごみが飛散しないように十分な配慮をしています。

(2) 安全な水処理

ごみにふれた雨水(浸出水)は、水処理施設で処理した後、公共下水道へ放流しています。令和6年度も調査結果に問題はありませんでした。

●水処理施設の水質データ(令和6年度)

下水道放流水の水質は、下水排除基準(BOD・SSは300mg/L未満、全窒素は120mg/L未満)を遵守し、低い値で推移しています(下図)。



*浮遊物質(SS):水の濁りの目安です。

生物化学的酸素要求量(BOD):水の汚れの目安です。

全窒素:赤潮などの原因となる物質です。

1-2. 廃棄物の量を減らす

(減容(量)化の取組—ニツ塚処分場・エコセメント事業)

安全性とともに大切なことは、廃棄物そのものを減らす取組です。これは、処分場の使用年数の延伸にもつながります。

循環組合では6次にわたる廃棄物減容(量)化基本計画を策定・運用し、「資源循環」という考え方で廃棄物の減容(量)化を推進しています。

●資源循環による廃棄物の減容(量)化の状況

平成18年7月からエコセメント化施設が本稼働したことにより、今まで埋め立てていた焼却灰は、エコセメントとしてリサイクルしています。

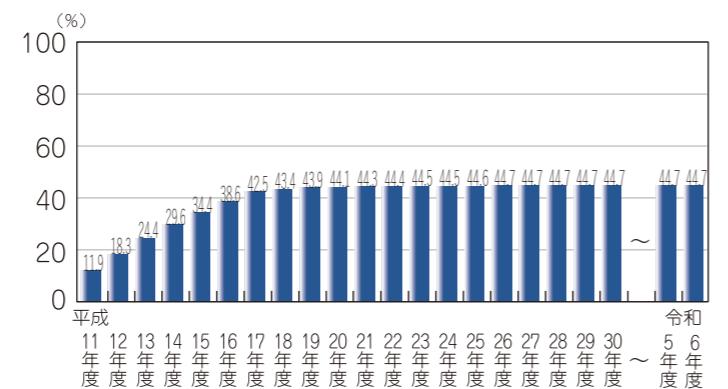
このため、埋立対象物は不燃ごみのみになり、埋立量は大幅に減少しました。さらに、平成30年度以降は不燃ごみも埋立処分を実施していません。廃棄物の減容(量)化を推進したことにより、埋立進捗率は44.7%に留まっています(下図)。

循環組合では、今後とも「極力ごみを出さない」ということが最も重要なことと位置付け、組織団体(自治体)や地域の住民、関係者への呼びかけを継続し、ごみの減容(量)化に努めています。



ニツ塚処分場埋立地とエコセメント化施設

ニツ塚処分場は、残り55.3%(令和7年3月現在)で埋立てが終了します。限りある埋立処分場を長く使うことができるよう、搬入団体及び住民の皆さんからご協力をいただいております。



*埋立ての進捗率は、ごみだけの数値を利用しています。

2. 安全で質の高いエコセメントの生産

(エコセメント化施設)

焼却灰をエコセメントにリサイクルするためには、灰を乾燥、粉碎したり、1,350°C以上の高温で焼成するなど、多くの工程が必要になります。

各工程では、環境への負荷を抑え、安全な処理を実施しています。



●焼却灰の飛散や悪臭などの防止

焼却灰の受入れは建屋内で行い、室内の空気は吸引・脱臭処理しているので、施設の外へ漏れることはあります。

●公害防止協定等

焼却灰の乾燥や焼成で発生する排ガスに含まれる有害物質はバグフィルター等で全て除去され、排水もきれいに処理し下水道へ放流しています。

また、法や公害防止協定等に基づく環境モニタリング調査を定期的に行っています。

●放射性物質を含む焼却灰の管理

平成24年1月1日から完全施行された放射性物質汚染対処特措法(※)に基づく特定一般廃棄物処理施設としての維持管理を、法令に基づき行っています。また、測定結果については、日の出町、地元自治会、環境省へ定期報告し、循環組合HPにおいても数値を公表しております。
※平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

3. 施設内外の安全管理(ニツ塚処分場)

埋立てや水処理のほか、周辺環境の管理も重要です。

処分場に出入りする車両や使用する道路、水路の管理にも十分な注意を払っています。

●埋立て地で使用した車両の全車洗車の徹底

埋立て地で使用した車両については、車両に付着した土などが外に持ち出されないように、洗車を実施しています。



●ニツ塚処分場内の道路と水路の清掃・点検

ニツ塚処分場内の道路や外周水路に汚れが溜まらないよう清掃を行うとともに、処分場施設を安全に稼働させるため点検しています。

●消防訓練の実施

火災による処分場施設の被害を最小限に抑えるために消防訓練を実施しています。

4. 埋立て終了地の安全な管理(谷戸沢処分場)

埋立てを終了して自然環境が回復した谷戸沢処分場では、安全な施設管理を実施しています。

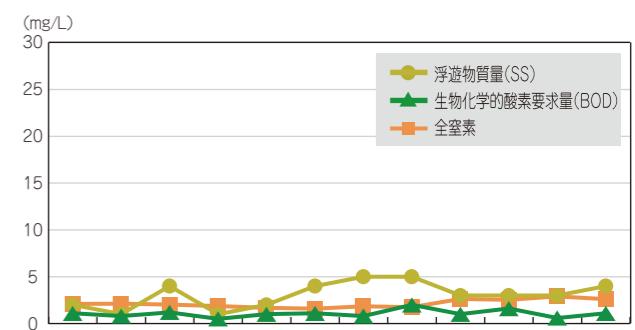
●安全な水処理

処分場からの排水は、水処理施設で処理した後、公共下水道へ放流しています。ニツ塚処分場と同様に厳しい基準に則って処理し、環境モニタリング調査を行っています。調査には日の出町及び地元自治会の方(写真)に立会っていただき、令和6年度も調査結果に問題はありませんでした。



●水処理施設の水質データ(令和6年度)

下水道放流水の水質は、下水排除基準(BOD・SSは300mg/L未満、全窒素は120mg/L未満)を遵守し、低い値で推移しています(下図)。



●埋立て地の自然回復

谷戸沢処分場では周辺環境への影響を確認するため、埋立て開始以前から40年以上にわたり、場内及び周辺における動植物の調査を継続しています。

また、埋立て地内にススキ野原や水辺環境を整えたことで、里山的な自然環境が再生し、その保全に取り組んでいます。



里山の自然環境を代表する動植物が確認されている谷戸沢処分場

2. 地球温暖化の防止

地球温暖化は、現代社会における最大の課題の一つです。
循環組合では、廃棄物の最終処分やエコセメント事業において、できる限り温室効果ガスの発生を抑える取組を実施しています。

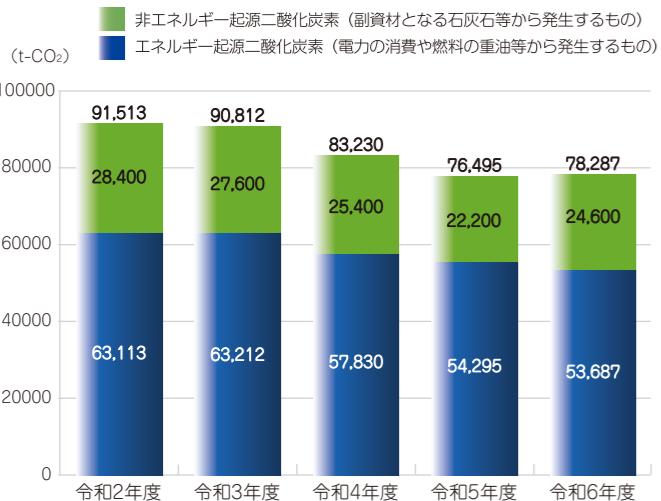
1. 循環組合全体の取組 (温室効果ガスの削減)

地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガスの削減に努めています。具体的な取組としては、機器の運転の効率化や、エコセメント焼成炉の停止回数の低減などによる省エネ対策を実施してきました。また、エコセメントの副資材となる石灰石粉の一部を、焼成時に二酸化炭素が発生しない生石灰に転換しています。

これらの対策により、令和6年度の特定温室効果ガス排出量は、約53,687t（基準排出量*は77,269t-CO₂/年）でした。

*基準排出量とは、平成19年度の特定温室効果ガス排出量を改定した排出量

■二ツ塚処分場エコセメント化施設 温室効果ガス排出量の推移



谷戸沢処分場 太陽光発電施設

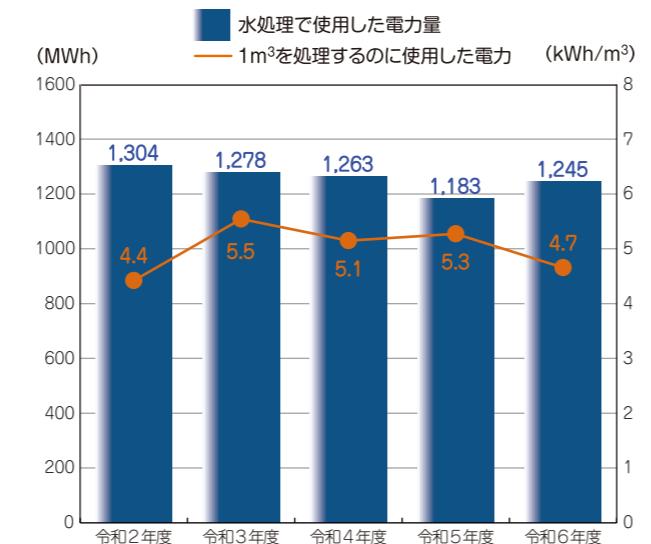
2. 地球温暖化防止の活動

(1) 処分場における温暖化対策

二ツ塚、谷戸沢処分場では、水処理で大きな電力を使用します。循環組合では、適切な水処理を実施しながら、必要最低限のエネルギーの使用に留めるよう努力しています。

令和6年度の電力使用量は1,245MWhでした。降雨により浸出水量は変化しますので、これが原因で電力量は変動します。1m³の排水処理を行うのに必要な電力量は4.7kWhでした。

■水処理で使用した電力量の推移



(2) エコセメント化施設における温暖化対策

エコセメント化施設は、設計時から省エネルギー対応に留意した施設ですが、さらなるエネルギー使用の削減を目指し、効率的な運転に取り組んでいます。

(3) 太陽光発電施設における温暖化対策

太陽光発電は、ソーラーパネルを用いて太陽の光を直接電気に変換する発電方式です。太陽光発電の際には、地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスを排出しません。

当施設は、埋立が終了した谷戸沢処分場に設置し、敷地面積27,000m²、ソーラーパネル7,200枚で、令和6年度の発電量は約250万kwhでした。

3. 環境コミュニケーション

循環組合では、廃棄物の処理や環境保全について地域の皆さんによりよく理解していただくよう努めています。また、大切な情報については積極的に広く公表しています。

1. 地域とのコミュニケーション

(1) 環境データの公表

円滑な処分場運営には、周辺住民の方々や関係者の方々のご理解とご協力が不可欠です。循環組合では、定期的に日の出町役場や住民の方々に環境データなどについて積極的に説明しています。また、同様にホームページには環境データを公表し、広く閲覧ができるようにしています。

(2) 見学会の充実

ごみ処理の実情を少しでも多くの方々に知りたいため、見学会の充実を図っており、夏休み処分場見学会、紅葉の谷戸沢処分場自然観察会などを通じて多くの方にご来場いただいている。

なお、社会科見学等の一般的な見学については、令和6年度は、70件1,862人の見学者を受け入れました。二ツ塚処分場を整備してからの累計見学者数は、97,818人となりました。



夏休み処分場見学会



紅葉の谷戸沢処分場自然観察会

(3) オオムラサキ放蝶会・見学会

毎年6月にはオオムラサキの放蝶会及び見学会を開催し、日の出町の小学校の皆さんや一般の方々に参加いただき、オオムラサキの放蝶のほか、谷戸沢処分場内の里山的自然環境の再生と保全状況を見学していただいている。



国蝶オオムラサキ放蝶会



国蝶オオムラサキ見学会

2. 環境活動の公表

循環組合の様々な情報をホームページや広報紙『たまエコニュース』でお知らせしています。



たまエコニュース



谷戸沢処分場

「自然共生サイト」の認定を取得

～最終処分場から、自然と人が共に生きるフィールドへ～

「自然共生サイト」とは

生物多様性の損失を止め、反転させるネイチャーポジティブ実現に向けた取組として、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」に基づき、企業の森や里地里山、都市の緑地など民間の取組等による生物多様性を増進する活動計画を国が認定する制度です。認定された活動の実施区域を「自然共生サイト」と呼びます。



認められた4つの「価値」

里地里山といった二次的な自然環境に特徴的な生態系が存する場

周辺のコナラ林などの樹林、埋立跡地のススキ草地、清流復活用貯水池や水路を含めた水辺環境がまとまっていることにより、これらの里山的環境を好む動植物が多く確認されています。



ススキ草地

希少な動植物種が生息生育している場あるいは生息生育している可能性が高い場

里山の生き物を中心に、100種以上の絶滅危惧種が確認されています。昔からこの地で生息生育してきた種のほか、里山的自然環境の再生にともない戻ってきた種、新たにやってきた種も含まれます。



ミソウワジュ
東京都レッドリスト絶滅危惧ⅠB類（西多摩）

谷戸沢処分場に広がる草原、水辺、樹林それぞれで生物多様性が保全されていることが高く評価され、内陸の管理型最終処分場として初めて「自然共生サイト」の認定を取得することができました。

しかし、最終処分場として約14年間にわたりごみが埋め立てられていた事実は残ります。したがって、今後も谷戸沢処分場の適切な維持管理を行うとともに、里山的自然環境の再活動に取り組むことで、生物多様性を維持、増進する活動を継続して行なっていきます。

生態系サービス提供の場であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場

樹林と草地を行き来するタヌキなど、里山の在来種が多く暮らしています。多摩地域の方々を対象とした見学会では、日の出町の豊かな自然を実感し里山の生き物を観察できる機会を提供しています。



タヌキ

越冬、休息、繁殖、採餌、移動（渡り）など、動物の生活史にとって重要な場

水辺にはトウキョウサンショウウオ、ヘイケボタルなどが繁殖し、ススキ草地にはカヤネズミ、ホオジロなどが繁殖しています。周辺には少なくなったこれらの環境が谷戸沢処分場では維持されています。



トウキョウサンショウウオ

1. 廃棄物減容(量)化基本計画

これまでの減容(量)化の取組の検証を行うとともに、複数の中間処理施設における更新・機能変更などの状況の変化や循環組合に求められる社会ニーズ等も踏まえ、令和2年10月に「第6次廃棄物減容(量)化基本計画」を策定しました。令和3年度からは、この計画を基に、廃棄物の減容(量)化を進めています。

1. 計画の目的

一般廃棄物の最終処分について、本計画の目的は次のとおりとする。

- ニッ塚基本協定等を踏まえ、組織団体は廃棄物の減容(量)化を継続する
- 埋立ゼロの継続によりニッ塚処分場を可能な限り長期利用していく
- エコセメント事業をはじめとした多摩地域の資源循環型社会の実現に向けた取組を継続する

2. 地球温暖化対策

循環組合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)に規定する、大規模事業所に対する温室効果ガス総量削減義務と排出量取引制度の対象事業者(指定地球温暖化対策事業者)になっています。

当組合は、大規模な温室効果ガス排出事業者の責務として、地球温暖化対策を推進し、総量削減義務を着実に履行してまいります。

計画の概要

(1) 対象施設

前年度の燃料、熱、電気の使用量が、原油換算で年間1,500KL以上の事業所が制度対象事業所となります。

当組合では、ニッ塚処分場内のエコセメント化施設及び当該施設とエネルギー供給事業者からの受電点が同一の施設が、総量削減義務の対象になっています。

(2) 計画期間

環境確保条例上、計画期間は平成22年度を開始年度とする5年ごとの各期間※とされています。

当組合では、この計画期間に基づき、地球温暖化対策の進捗状況を確認しています。

※第一、第二計画期間 平成22年度から令和元年度まで

第三計画期間 令和2年度から令和6年度まで

2. 計画の概要

(1) 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

(2) 計画目標

不燃残さ：搬入ゼロを継続

焼却残さ：令和7年度の搬入量を74,700t以下に減容(量)

3. 主要課題と対応

- 負担金計算方法の見直し
- 不燃残さの搬入配分量、超過金・貢献金制度の見直し
- 乾燥灰の搬入に係る仕組みの設定

(3) 削減目標

基準排出量(第二計画期間以降)は77,269t-CO₂/年です。令和6年度の温室効果ガス排出量は非エネルギー起源分を含め約78,287t·CO₂/年でした。

第二計画期間においては、削減義務率15%のところ、約20%の削減を達成しました。

第三計画期間(令和2年度から令和6年度まで)においては、削減義務率は25%です。なお、削減義務の対象になる特定温室効果ガス*の令和6年度における排出量は約53,687t·CO₂/年で、削減率は約30.5%でした。

*特定温室効果ガスとは、化石燃料や電力の使用により排出されるもの

省エネ設備(インバーター)が導入され、稼働するクリンカクーラ(エコセメント化施設内に設置)



クリンカクーラ設備



クリンカクーラを省エネ運転させる制御盤